

平成 23 年 11 月 1 日  
環 境 局

## 岩手県宮古市の災害廃棄物(先行事業分)の 都内への受入開始について

災害廃棄物の受入については、岩手県、東京都及び財団法人東京都環境整備公社の 3 者で「災害廃棄物の処理基本協定」を平成 23 年 9 月 30 日に締結し、準備を進めてまいりました。

11 月 2 日（水）〔都内搬入は 11 月 3 日（木）〕から、岩手県宮古市の災害廃棄物（先行事業分）を都内へ受け入れ、処理を開始することになりましたのでお知らせします。

なお、災害廃棄物の処理に際する放射線量率などの測定結果については、環境局ホームページで公表してまいります。

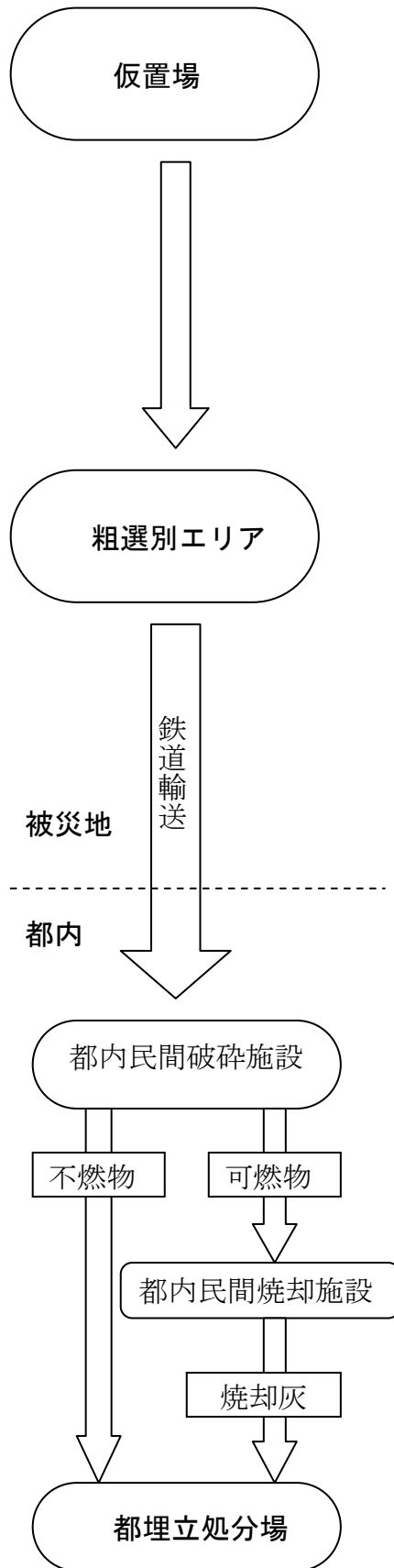
- \* 廃棄物の流れは別紙参照
- \* （参考）環境対策（平成 23 年 9 月 28 日報道発表資料）

### 【問い合わせ先】

環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課  
電話 03-5388-3581



環境対策（岩手県宮古市先行事業分）



○事前の性状把握

- ① 海水（塩分）による災害廃棄物の焼却時のダイオキシン、塩化水素の発生は、通常ごみの焼却時と差異はない（廃棄物資源循環学会 8月2日報告）
- ② 放射能
  - ・災害廃棄物の放射性物質濃度測定  
68.6 Bq/kg (<sup>134</sup>Cs+<sup>137</sup>Cs)
  - ・被災地の焼却施設における放射性物質濃度測定  
焼却灰： 133 Bq/kg  
排ガス： 不検出 Bq/m<sup>3</sup>

○搬出時の対策

- 環境整備公社（常駐）による受入監視
- (1) 仮置場から粗選別エリアに移動した時
    - ① アスベスト等の有害物質、危険物を除去
    - ② 作業時間の1時間ごとに空間線量率を測定
  - (2) 搬出時
    - ① コンテナごとに遮蔽線量率\*を測定
    - ② 事後検証のため放射性物質濃度を測定

○運搬方法

機密性の高い鉄道コンテナで運搬

○中間処理施設（都内民間破碎施設）の要件

- ① 産業廃棄物処分量の許可業者
- ② 建設系混合廃棄物、廃機械・機器類の処理実績あり
- ③ 集じん設備あり（バグフィルター、電気集塵装置、湿式スクラバー等）
- ④ 処分業者名は選定前に区市町村に情報提供、選定時に公表

○放射能測定（事後検証）

- ① 敷地境界における空間線量率の測定（週1回）
- ② 破碎・選別された可燃物、不燃物について遮蔽線量率\*及び放射性物質濃度を測定
- ③ 可燃物を受入した都内民間焼却施設で、焼却灰の遮蔽線量率\*及び放射性物質濃度、排ガスの放射性物質濃度を測定

\*遮蔽線量率（ $\mu$ Sv/h）は、廃棄物を鉛の箱体に入れて外部の放射線を遮蔽し、廃棄物自身からの放射線量率を測定するものである。